K	0	\circ	0	\circ	0	\circ	0	\circ
係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)(抄)(第八条関	○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)(抄)(第七条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)(抄)(第六条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)(抄)(第五条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)(抄)(第四条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)(抄)(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)(抄)(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)(抄)(第一条関係)・・・・
36		34	29	27	25	20	17	1

 \bigcirc 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)(抄) (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

	(新 設)	置認定日」という。)の属する月における当該対象医定等措置を講じたと認められる日(次項において「医おいて単に「対象医療機関」という。)が同項に規定法第三十六条の九第一項に規定する対象医療機関(以機関の診療報酬の額等)	定等措置認定日」という。)医療協定等措置を講じたと認の条において単に「対象医療の三」法第三十六条の九第一次条医療機関の診療報酬の額等
	(新 設)	当該感染症について厚生労働大臣が定める期間とす指定感染症又は新感染症のまん延の状況その他の事等の公表」という。)が行われた新型インフルエン次条第二項において「新型インフルエンザ等感染症等に係る発に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発源三十六条の九第一項の政令で定める期間は、法第療確保措置の実施期間)	(流行初期医療確保措置の実施期間) (流行初期医療確保措置の実施期間)
(略) (略) (略) (略) (の制限又は遮断の基準)	第九条通		第九条 (略) (交通の制限又は遮断の基準)
条(略) 技術的読替え)	第七条(技術	が等感染症の患者に関する読	第七条 (略) 替え) (二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に関する読
現行		案	改正

として当該対象医療機関に支払われる額とする。号に定める費用(次項において「公的医療保険給付費」という。額は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、当該月の当該各額は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、当該月の当該各額は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、当該月の当該各額は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、当該月の当該各額は、

療養費の支給に要する費用、入院時生活療養費、保険外併用療養費、 、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額七年法律第八十号)による療養の給付並びに入院時食事療養費 他の法律にお 百五十二号) 七十三号) られる医療機関 いて同じ。 法第三十六条の二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。 国民健康保険法 又は高齢者の医療の確保に関する法律 いて準用し、 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第 健康保険法 一第一項第一 又は例による場合を含む。 (昭和三十三年法律第百九十二号 号に掲げる措置を講じたと認め 船員保険法(昭和十四年法律第 (昭和五十 次号に

同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)並びに高齢者の組合法第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(第五号に掲げる療養に伴うものを除く。 医療の確保に関する法律第六十四条第一 法第五十四条第一 第三十六条第一 項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。 三条第一 第五号に掲げる療養に伴うものを除く。 法第六十三条第一 でに掲げる療養 五号に掲げる療養に伴うものを除く。 に係る保険外併用療養費 をいう。 前号に掲げる医療機関以外の医療機関 項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる療養 以下この号において同じ。 項第一号から第四号までに掲げる療養(同 (同項第五号に掲げる療養に伴うもの 項第一号から第四号までに掲げる療養(同 項第一号から第四号までに 家族療養費及び高額療養費の支給に の給付並びに外 項 第 国家公務員共済組合 外 来療 地方公務員等共済 船員保険法第五十 掲げる療養(同 号から第四号ま 並びに高齢者の 国民健康保険 養 (健 を除く。 来療養 康保険 項第 (同 項 法

要する費用

2 る。的医療保険給付費として、 の額として政令で定めるところにより算定した額は、 大臣が定める月)とし、 でないと認められる場合においては、 る月(厚生労働大臣が定める理由により当該月によることが適当 前一 ,ザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日 いて「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日」とい 法第三十六条の九第 年以内において医療協定等措置認定日に応当する日の 当該月における対象医療機関の診療報酬」においては、当該理由に応じて厚生労働 項の 当該対象医療機関に支払われた額とす 政令で定める月 は 新 (第九条の 型インフ 当 コ該月の 属す . う。 五に ル 公

(流行初期医療の確保に要する費用の額)

_____ (新 設)

(国の交付金の額)

九条の五 分の三に相当する額とする。 療確保措置をいう。 期医療確保措置 て「流行初期医療確保措置実施期間」 大臣が定める期間が経過する日の属する月までの 症等発生等公表日の属する月から第九条の二に規定する厚生労働 て交付する額は、 法第三十六条の (法第三十六条の 各都道府県につき、 次条において同じ。 十二の規定により 九第 という。 新型インフル 項に)に要した費用の額の 規定する流行初期医 国 が における流行初の間(次条におい 都道府 エンザ等感染 領に 対し

(新設)

(流行初期医療確保交付金の 額)

第 る額は、 九条の六 る額とする。 ける流行初期医療確保措置に要した費用の額の二分の一に相当す 払基金 (以下 各都道府県につき、 法第三十六条の十三の規定により社会保険診療報酬支 「支払基金」という。 流行初期医療確保措置実施期間にお が都道府県に対して交付す

の算定の特例) (保険者の合併等 の場合における流行初期医療確保拠出金等の 額

(新設)

第九条の七一合併若しくは分割により成立した保険者 われたときは、この限りでない。 の法第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金 が行われた年度(以下この条において「合併等年度」という。 額とする。 次の各号に掲げる成立保険者等の区分に応じ、 において「成立保険者等」という。 又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者 下この条において同じ。 療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。 (以下単に「流行初期医療確保拠出金等」という。 ただし、 合併、 分割又は解散が合併等年度の初日に行 合併若しくは分割後存続する保険者 に係る合併、 当該各号に定める 分割又は (以下この条 (高 闘齢者の 0 額は、 解散 医

初期医療確保拠出金等に係る債務の額くは当該分割後存続する保険者から承継した合併等年度の流行 により消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若し 合併又は分割により成立した保険者 当該保険者が当該合併

継した保険者 合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額に当該合併又は解 合併後存続する保険者又は解散をした保険 当該合併又は解散前における当該保険者に係る 含者の 権利義務を承

(新設)

療確保拠出金等に係る債務の額を加えて得た額散により消滅した保険者から承継した合併等年度の流行初期医

拠出金等に係る債務の額を控除して得た額より成立した保険者が承継した合併等年度の流行初期医療確保 合合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額から当該分割に 分割後存続する保険者 当該分割前における当該保険者に係

(流行初期医療確保拠出金等及び延滞金の徴収の請求)

は、厚生労働大臣に対して行うものとする。
は、厚生労働大臣に対して行うものとする。
たいう。)の徴収の請求は、法第三十六条の十九第一項に規定する保険者等をいう。以下この条において同じ。)の主たる事務所る保険者等をいう。以下この条において同じ。)の主たる事務所る保険者等をいう。以下この条において同じ。)の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとする。
ただし、当該保険者等のうち厚生労働大臣の指定する保険者等に係る当該請求保険者等のうち厚生労働大臣の指定する保険者等に係る当該請求保険者等のうち厚生労働大臣の指定する保険者等に係る当該請求保険者等のうち厚生労働大臣の対して行うものとする。

(流行初期医療の確保に要する費用の返納)

項において「流行初期医療確保補助金」という。)とする。保に要する費用に係るものとして厚生労働大臣が定めるもの(次助金のうち法第三十六条の九第一項に規定する流行初期医療の確法第三十六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる措置に係る補第九条の九 法第三十六条の二十三第一項の政令で定める収入は、

、流行初期医療確保費用収入額)とする。
て「流行初期医療確保費用収入額」という。)を上回る場合には初期医療の確保に要する費用に係る収入の額(以下この項においげる額から第二号に掲げる額を控除した額(当該額が同項の流行がの額の第二号に掲げる額を控除した額(当該額が同項の流行がのででである額は、第一号に掲

2

(新設)

(新 没

切り捨てるものとする。) 切り捨てるものとする。) 保費用収入額及び流行初期医療確保補助金の額の合計額 (その額に一円未満の端数があるときは、これをた額の合計額 (その額に一円未満の端数があるときは、これをた額の合計額に関係費用収入額及び流行初期医療確保補助金の額の合計額 (場) 第九条の三第一項の規定により算定した額、流行初期医療確

| 大第一項 | 出金等 | 第一項に規定する返 | 大第三十六条の十 | 法第三十六条の二十三第四項において法第三十六条の | 大の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、これらの規定中「支払基金」とあるのは「都道府県知事」とは、これらの規定中「支払基金」とあるのは「都道府県知事」とは、これらの規定中「支払基金」とあるのは「都道府県知事」とは、これらの規定中「支払基金」とあるのは「都道府県知事」とは、これらの規定中「支払基金」とあるのは「都道府県知事」とは、これらの規定を準用する場合において法第三十六条の第九条の十 法第三十六条の二十三第四項において法第三十六条の第九条の十 法第三十六条の二十三第四項において法第三十六条の第九条の十

(新設)

第三十六条の十 規定	する。	により、	政令			次条	九第三項出金等	第三十六条の十一流行			九第一項出金等	第三十六条の十一流行	されてお同 まの一 村り
規定による徴収の請	する。 本道府県知事に請求 を関する。 本道のは、原生労働大臣又は	り、その徴収を	政令で定めるところ				等	流行初期医療確保拠			等	流行初期医療確保拠	いおじる生存し言
返納金及び延滞金		延滞金を徴収する	当該返納金及び当該	する次条	第四項において準用	第三十六条の二十三		返納金	」という。)	納金(以下「返納金	第一項に規定する返	第三十六条の二十三	一村におじる生存に言み者ジスマのとでる

(流行初期医療の確保に要する費用の返還に関する読替え)

	11 4	
· 3	出金等 おおんき	
反纳金	·	
老汉外少乡	Ė	十二第一項
都 首 府 県 印 事	事生労動大臣又は都 	第三十六条の二
項の規定による徴収		
る督促及び同条第三	求	
九第一項の規定によ	規定による徴収の請	
する第三十六条の十	促及び同条第三項の	
第四項において準用	一項の規定による督	
第三十六条の二十三	第三十六条の十九第	
	出金等	十一第三項
返納金	流行初期医療確保拠	第三十六条の二
		第二項
		びに第三十六条
	出金等	十第二項、第三
返納金	流行初期医療確保拠	第三十六条の二
	出金等	
返納金	流行初期医療確保拠	
する前条第一項		
第四項において準用		十第一項
第三十六条の二十三	前条第一項	第三十六条の二
	道府県知事	
	厚生労働大臣又は都	
	求を受けたときは、	九第四項

	道府県知事	
	求を受けたときは、	九第四項
返還金及び延滞金	十規定による徴収の請	第三十六条の一
	する	
	都道府県知事に請求	
	、厚生労働大臣又は	
延滞金を徴収する	により、その徴収を	
当該返還金及び当該	政令で定めるところ	
する次条		
第二項において準用		
第三十六条の二十四	次条	
	出金等	九第三項
返還金	十二流行初期医療確保拠	第三十六条の一
金」という。)		
は一部(以下「返還		
要する費用の全部又		
行初期医療の確保に		
返還を命ぜられた流		
第一項の規定により	出金等	九第一項
第三十六条の二十四	十 流行初期医療確保拠	第三十六条の十
る。 	ト欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	下欄に掲げる字
字句は、それぞれ同表の	げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、	げるこれらの規
ほか、次の表の上欄に掲	「対象医療機関」と読み替えるほか	あるのは「対象
事」と、「保険者等」と	とあるのは「都道府県知事」	中「支払基金」とあるのは
おいては、これらの規定	項及び第三項の規定を準用する場合においては、	二項及び第三項
十二まで並びに第三十六条の二十三第	一十六条の二十二まで並び	の十九から第三十六条の二
項において法第三十六条	法第三十六条の二十四第二項にお	第九条の十一 法

0	第二十六条の二	第三十六条の二		第三十六条の二				十一第三項	\equiv	及び第二項の二十一第一項	びに第三十六条	一貫をが第五頁を 一十第二項、第三	第三十六条の二			-	十第一項	第三十六条の二
_	返納金	前項	出金等 流行初期医療確保拠	道府県知事		見三にな数又つ情 促及び同条第三項の	による	第三十六条の十九第	流行初期医療確保拠			出金等	流行初期医療確保拠	出金等	流行初期医寮確 呆 処			前条第一項
第一項	第三十六条の二十四 返還金	第二項第二十四	返還金	都道府県知事	項の規定による徴収る督促及び同条第三	する第三十六条の十	いて準	第三十六条の二十四	返還金				返還金		反還金	前条第一	いて準	第三十六条の二十四

	する者は、基金流行初期医療確保措置債券申込証にその引き受け第九条の十四 基金流行初期医療確保措置債券の募集に応じようと (基金流行初期医療確保措置債券申込証)	法による。 法による。	。)は、無記名式とする。 が発行する債券(以下「基金流行初期医療確保措置債券」という第九条の十二 法第三十六条の三十二第一項の規定により支払基金(基金流行初期医療確保措置債券の形式)	返納金 返還金
	(新設)	(新 _設)	(新 設)	

各基金流行 初 期医 「療確保措置債券の金額

基金流行初期医療確保措置債券の償還の方法及び 基金流行初期医療確保措置債券の 利率

)期限

基金流行初期医療確保措置債券の 発行の

利息の支払の方法及び期限

価額

十九八七六五四三 社債等振替法の規定の適用がないときは、 社債等振替法の規定の適用があるときは、 応募額が基金流行初期医療確保措置債券の総額を超える場合 その旨 無記名式である旨

募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、 その 商

の措置

(基金流行 初期医療確保措置債券の引受け)

確保措置債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分確保措置債券の募集の委託を受けた会社が自ら基金流行初期医療行初期医療確保措置債券を引き受ける場合又は基金流行初期医療 九条の十五 については、 適用しない。 前条の規定は、 政府若しくは地方公 共 団 体が 基金流

2 替口座を支払基金に示さなければならない 保措置債券の募集の委託を受けた会社は、 き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替基金流行初 前項の場合において、 振替基金流行初期医 、その引受けの際に |療確保措置債券を引 期 医 療 確

(基金流行 初期医療確保措置債券の 成立の特則

医療確保措置債券を成立させる旨を基金流行初期医療確保措置債行初期医療確保措置債券の総額に達しないときでも基金流行初期1、九条の十六 基金流行初期医療確保措置債券の応募総額が基金流 券申込証に記載したときは、 療確保措置債券の総額とする。 その応募額をもって基金流行初期 医

(新設)

(新設)

この限りでない。	額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札に	いて、欠けている利札があるときは、これに相当する合	第九条の二十 基金流行初期医療確保措置債券を償還する	(利札が欠けている場合)
	した利札については	これに相当する金額を償還	で償還する場合にお	

場合にお

(新設)

2 たときは、 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求し 支払基金は、これに応じなければならない

(基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可)

第九条の二十一 前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出 するときは、基金流行初期医療確保措置債券の募集の日の二十日 により基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可を受けようと 支払基金は、 法第三十六条の三十二第一 項の 規定

しなければならない。

第九条の十四第三項第一号から第八号までに掲げる事項基金流行初期医療確保措置債券の発行を必要とする理由

基金流行初期医療確保措置債券の募集の方法

兀 Ŧī. 基金流行初期医療確保措置債券の発行に要する費用の 第二号に掲げるもののほか、 債券に記載しようとする事項 概算額

2

前項の申請書には、

次に掲げる書類を添付しなければならない

使途を記載した書面基金流行初期医療確保措置債券の発行により調達する資金の 作成しようとする基金流行初期医療確保措置債券申込

基金流行初期医療確保措置債券の引受けの見込みを記載した

(医療に関する審査機関)

(新設)

(医療に関する審査機関)

百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。

査に関する組織及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審)に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号次十条 法第四十条第五項の政令で定める医療に関する審査機関は

(都道府県公安委員会の間の連絡)

第二十四条 (略)

(手数料の額等)

染症関連情報利用者(法第五十六条の四十二に規定する匿名感染 条の四十一第一項に規定する匿名感染症関連情報をいう。 症関連情報利用者をいう。 ||十四条の二|| 法第五十六条の四十九 一百円とする。 一項において同じ。 が納付すべき手数料の額は、 の提供に要する時間 次条第二項及び第三 匿名感染症関連情報 第 項の 一時間までごとに七千 「項において同じ。 規定により (法第五十六 次条第 匿名感

付する場合は、この限りでない。

村する場合は、この限りでない。

「本が行しなければならない。ただし、法第五十六条の四十八に規定する支付の規定により支払基金等(法第五十六条の四十八に規定する支付がしなければならない。ただし、法第五十六条の四十九第一位がある。

「本が行っている。」に対し手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼っ

(手数料の免除)

、次のとおりとする。 第二十四条の三 法第五十六条の四十九第二項の政令で定める者は

付費等審査委員会とする。

付費等審査委員会とする。

付費等審査委員会とする。

「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百九十二号)第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険する法人に設置される診療報酬の審査に関する厚生労働大臣が指定がお上げの政令で定める医療に関する審査機関は

(都道府県公安委員会の間の連絡)

第二十四条 (略)

(新設)

(新設)

- る者
 都道府県その他の法第五十六条の四十一第一項第一号に掲げ
- 機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。)を行う者第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開 八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二 医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号) より地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日 うち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務 七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、 に係る予算の執行の適正化に関する法律 法第五十六 、条の 兀 + 第 項 第二 一号又は (昭和三十年法律第百 第三 一号に 掲 (補助金等 第十六条 の規定に げる者の 本
- 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体
- 手数料を免除する。る者のいずれかである場合には、法第五十六条の四十九第一項の る者のいずれかである場合には、法第五十六条の四十九第一項の 原生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が前項各号に掲げ

3

行う場合にあっては、支払基金等)に提出しなければならない。一項の規定による匿名感染症関連情報の提供に係る事務の全部を大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第五十六条の四十一第連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書

昭和二十二年政令第十六号)第百七十四条の三十七第一項から第より、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(下「指定都市」という。)において、法第六十四条の二の規定に第三十条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以 (大都市等の特例)

三項までに定めるところによる。

2

(略)

、大都市等の特例

については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第いて、法第六十四条の二の規定により、指定都市が処理する事務二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にお第三十条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十 百七十四条の三十七第一項から第三項までに定めるところによる

2

(略)

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

	三項、第十一 と	
関 二 欠こ掲げる感染定の予防及び感染定の患者こ対する医療こ関	ではずる医療に対する医療に対する医療に対する医療に対する医療に	一 (略) であずる惑染症の予防及び惑染症の患者の一 (略) (特定新型インフルエンザ等対策) 高一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法。 で

の三第一項及び第四項並びに第六十三条の四の規定て準用する場合を含む。)、第四十二条第一項、第六十三条第二項、第五十条の三第二項及び第五十条の四第二項におい条第二項、第四十四条の三の二第二項、第四十四条の三の三

1・ハ (略)

第一項の規定お、、第四十四条の三の二第一項及び第四十四条の三の三む。)、第四十四条の三の二第一項及び第四十四条の三の三む。)、第四十四条の三第二項、同条第五項から第十一項まで(こ

(法第三十一条の八第三項の政令で定める事項)

とおりとする。 第五条の六 法第三十一条の八第三項の政令で定める事項は、次の

一·二 (略)

- に係る措置の実施状況 当該者についての法第三十一条の八第一項の規定による要請
- の規定に基づき公示される同項第一号に掲げる期間が終了するの都道府県知事が定める区域において法第三十一条の六第一項四 当該者が事業を行う場所の所在する法第三十一条の八第一項

び第四項並びに第六十三条の四の規定

· ハ (略)

む。)の規定れらの規定を第五十条の二第四項において準用する場合を含れらの規定を第五十条の二第四項において準用する場合を含第四十四条の三第二項及び同条第四項から第八項まで(こ

部分に限る。)の規定 部分に限る。)の規定 では第四十八条第一項若しくは第四項に規定する措置に係る 定法第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条 条の二、第五十条の二第二項並びに第五十一条第一項(感染 五項及び第六項、第四十九条の二において準用する第二十四 、第四十八条、第四十九条において準用する第十六条の三第 第四十六条第一項から第五項まで及び第七項、第四十七条

とおりとする。
第五条の六 法第三十一条の六第三項の政令で定める事項は、次の(法第三十一条の六第三項の政令で定める事項)

- 一·二 (略)
- に係る措置の実施状況三の大第一項の規定による要請三の設置の表別による要請
- の規定に基づき公示される同項第一号に掲げる期間が終了するの都道府県知事が定める区域において法第三十一条の四第一項当該者が事業を行う場所の所在する法第三十一条の六第一項

- 19 -		

係

(傍線部分は改正部分)

の研りに関する法で、一の研りに関する法で、一の規定による納付を、という。)並びに法る納付を、という。)がはによる納付金による納付金による後に関係を、という。	催発 二人 単一 一人	改
う。)の納付に要する費用を含む。)の不足を補初期医療確保拠出金等(以下「流行初期医療確保、出金」という。)並びに法第百七十三条の規定による納付金(第二十九条及び第四十六条に規定による納付金(第二十九条及び第四十六条に規定による納付金(第二十九条及び第四十六条に規定による納付金(第二十九条及び第四十六条に規定による納付金等(以下「前期高齢者納付金等」との規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者対付金等」との規定による後期高齢者支援金、以下「流行初期医療確保、の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者対付金等」と	去津 /沼山丘上ご険組合は、保険給し)	正
う。) の納付に要する費用を含む。) の不足を補う場合を除初期医療確保拠出金等(以下「流行初期医療確保拠出金等」という。) 並びに感染症の予防及び感染症の患者に対規定による納付金(第二十九条及び第四十六条において「介出金」という。) 並びに感染症の予防及び感染症の患者に対け金」という。) 並びに感染症の予防及び感染症の患者に対いて「介別定による納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号が出産育児関係事務費拠出金(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)、保に費する法律(昭和五十七年法律第八十長)の規定による	〜上売)の見官こよる費用(高齢者の医	案
の 研伊に関する法律(明神の) は、 一の 研伊に関する法律(明神の) が 一を による 一を が 一を が が の 規定による 後期 高齢 者納付金 上という。) 並に 一を が 一を が が の 規定による 後期 高齢 それ が の は、 の の の の の の の の の	催录に関ける去書で十条 健康保険組合準備金の取崩し)	現
地で 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	宜 、 도 保	
は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	の見ぎこと	行

、指定の要件

金の納付に要した費用の額(高齢者の医療の確保に関する法律の者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額(前期高齢度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額(前期高齢定めるものに限る。)の額が収入(経常的なものとして厚生労働大臣が定める第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、一の年度

者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額(前期高齢定めるものに限る。)の額を超える状態が継続し、かつ、一の年ものに限る。)の額が収入(経常的なものとして厚生労働大臣が

ものに限る。)の頂が又し、至字り、・・の決算において支出(経常的なものとして厚生労働大臣が定めるの決算において支出(経常的なものとして厚生労働大臣が定めるの決算において支出(経常)の場合で定める要件は、一の年度

びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額

(高齢者

用 十五を超える状態が継続する健康保険組合であって、 たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額を下 項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行った前期高齢 度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と法第二十八条第 給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く。)の一年 に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険 す 他厚生労働大臣が定める財産の額が法第二十八条第一項 の総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率が千分の おける当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準 の二に規定する出産育児交付金(以下「出産育児交付金」という 受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び法第百五 六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局)の額を除く。 これを控除した額) に流行 べき年度の直前の三箇年度において行った保険給付に要し 介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年 |項において「前期高齢者交付金」という。 (被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項 初期 金がある場合には、 保に関 医 後期高齢者支援金等及び日雇拠出 療確保拠出)から法第五十三条に規定するその他の給付及 はする法 を含み、 第六十五条第 金等の納付に要した費用 の規定による前期高 これを控除した額) 被保険者又はその被扶養者が法第 一 項第 一号イ及び第六十七)がある場 金 諸一交付 0) 介護 \mathcal{O} 一事業年 準備金その率が千分の九 額 **喀納付金並** 中報酬月額 の指定を 金 (前 (第三号 十二条 一合に 以 回っ -度当 た費 度に から

準備金の積立て)

の直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額界四十六条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びそ

下 年 \mathcal{O} 健 金等及び日雇拠出金 の三箇年度において行った前期高齢者納付金等、後期高齢:三に相当する額と法第二十八条第一項の指定をすべき年度 産育児交付金の額を除く。)の一年度当たりの平均額の十 又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の 扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療! に の合算額で除して得た率が千分の九十五を超える状態が継続する 合員である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の 費用の額を控除した額を当該年度における当該健康保険組合の 五十三条に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した 金(以下「出産育児交付金」という。 要した費用の額及び法第百五十二条の二に規定する出産育児交付 交付金」という。 規定による前 前 る病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に 五条第一項第 期高 口 度当たりの平均額の おいて行った保険給付に要した費用の額 額が法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度 康保険組合であって、 被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げ ったものとする 齢 者交付金がある場合には、 期高齢 一号イ及び第六十七条第三項において「前期高齢)がある場合には、これを控除した額 並 者交付金 びに介護 十二分の一に相当する額とを合算した額を 準備金その他厚生労働大臣が定める財産 (以下この 納 付金の納付に要した費用の額(これを控除した額))の額を除く。 条 (被保険者又はその被 第四 後期高齢者支援 一十六条、)から法第 額 (T) を含み 及び出 第六十 二分の 直 総 組 所 額

準備金の積立て

第

匹 \mathcal{O} 直 + 六条 前 の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の 協会は、 事 業 一度末に お 1 て、 当 該 額

余金の額を準備金として積み立てなければならない。 額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均み、出産育児交付金の額並びに法第百五十三条及び第百五十四条額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を含護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介

2

2 二分の一に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事 場合には 当たりの平均額の十二分の三に相当する額と当該事業年度及びそ 要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く。)の一事業年 年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。 確保拠出 る病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に \mathcal{O})直前の二事業年度内において行った前期高齢者納付金等 一齢者支援金等及び日雇拠出金、 、被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げ 直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額 健康保険組合は、 金等の納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある これを控除した額) 毎事業年度末において、当該事業年度及びそ の一事業年度当たりの平均額の 介護納付金並びに流行初期 後期 医 療 度

(交付金)

ない。の交付の事業は、次に掲げる基準に適合するものでなければならの交付の事業は、次に掲げる基準に適合するものでなければなら3六十五条 法附則第二条第一項の規定により連合会が行う交付金

該当するものであること。
交付金の交付の対象となる健康保険組合は、次のいずれかに

った医療に関する給付(法第五十三条に規定するその他の給イ その所要保険料率(当該年度において各健康保険組合が行

除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額 場合には、これを控除した額 立てなければならない。 に達するまでは、 に法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を に介護納付金の納付に要した費用の額 前 期 高 齢 者 納 付金等、 当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み 後期高齢者支援金等及び日雇 を含み、 (前期高齢者交付金がある 出産育児交付金の額並 拠 出 金 並 び

費用の額 \mathcal{O} 当たりの平均額の十二分の三に相当する額と当該事業年度及びそ 要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く。 算した額に達するまでは、 高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した \mathcal{O} して積み立てなければならない。 る病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に) の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合 (被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げ 直前の二事業年度内において行った前期高齢者納付金等 直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額 健康保険組合は、 (前期高齢者交付金がある場合には、 毎事業年度末において、 当該事業年度の剰余金の額を準備金と 当該事業年度及びそ これを控除した額)の一事業年度 後期

(交付金)

はい。の交付の事業は、次に掲げる基準に適合するものでなければなら第六十五条 法附則第二条第一項の規定により連合会が行う交付金

該当するものであること。
交付金の交付の対象となる健康保険組合は、次のいずれかに

った医療に関する給付(法第五十三条に規定するその他の給 - その所要保険料率(当該年度において各健康保険組合が行

齢者納る って、 ことが必要であると認められるもの 保険組合の平均の所要保険料率以上である健康保険組合であて得た率をいう。以下同じ。)が連合会の会員である全健康 おける当該各健康保険組合の組合員である被保険者の 期高齢者交付 (前期高齢者交付金がある場合には、 月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除し 療確保拠出金等の納付に要した費用の額 初期医療確保拠出金等の納付に係る財政の負担を軽減する 付金等、 医療給付、 後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに流 下 後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに流で、保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高 「医療給付」という。 の額を控除した額) の見込額を当該年度に 出産育児交付金及び 並び (出産育児交付 12 前 期 高 標準 齢 初 者 報

高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに流行初期 を及ぼす要因に照ら 金等の納付に係る健康保険組合の財政状況に相当程度の影響 健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、 額な医療給付の発生 ると認められるもの イに掲げる健康保険組合以外の健康保険組合であって、 報酬の水準の低下その他医療給付、 その影響を緩和することが必要であ 别医療確保拠出 附付金等、後期 保高

(略)

2 •

(略

(調整保険料率

2 六十七条

(略

3 年の二月までの期間について、 第一項の修正 率 は、 各健康保険組合につき、 当該三月の属する年度において当、険組合につき、各年の三月から翌

> 費用の 等及び日雇拠出金の納付に係る財政の負担を軽減することが 祉 連合会の会員である全健康保険組合の平均の所要保険料率以 額の合算額の見込額で除して得た率をいう。 員である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総 必要であると認められるもの 上 は 付 <u>|</u>金等、 事業の実施並びに前期高齢者納付金等、 である健康保険組合であって、 を除く。 の見込額を当該年度における当該各健康保険組合の組 出産育児交付金及び前期高齢者交付金) 額 後期高齢者支援金等及び日雇拠出金の納付に要した (出産育児交付金 以下「医療給 付」という。 (前期高齢者交付金がある場合に 医療給付、 並 びに 後期高齢者支援金 の額を控除した 保健事業及び福 以下同じ。 前期 高齢 者 が 合

を緩和することが必要であると認められるもの 健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、 額な医療給付の発生、 政状況に相当程度の影響を及ぼす要因に照ら 齢者支援金等及び日雇拠出金の納付に係る健康保険組合の イに掲げる健康保険組合以外の健康保険組合であって、 報酬の水準の低下その他医療給付、 その影響 後期 保高

口

(略)

2 3 略

第六十七条 (調整保 略

|険料

3 年 の二月までの期間に 第一項の 修 正 率 は ついて、 各健康保険組合につ 当該三月の属する年度におい き、 年の三 一月か 、 て 当 5 꽢

料率」という。)の連合会の会員である全健康保険組合の平均の額の見込額で除して得た率(以下この項において「見込所要保険 ただし、 見込所要保険料率に対する比率を基準として、 ある被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与 の納付に要する費用の見込額 を控除した額)を当該年度における当該健康保険組合の組合員で 金がある場合には、 該健康保険組合が行う医療給付並びに前期高齢 齢者支援金等及び日雇拠出金並びに流行初期 厚生労働大臣の定める率を超えてはならない。 出産育児交付金及び前期高齢者交付金) (出産育児交付金 者納 連合会が定める。 医 (前期高齢者交付 |療確保拠出金等 額の総額の合算 付金等、 の額

> る当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額の総金及び前期高齢者交付金)の額を控除した額)を当該年度におけ である全健康保険組合の平均の見込所要保険料率に対する比率を この項において「見込所要保険料率」という。 額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率(以下 産育児交付金 高齢者支援金等及び日雇拠出金の納付に要する費用の見込額(出 蓮として、 健康保険組合が行う医療給付 連合会が定める。 (前期高齢者交付金がある場合には、 ただし、 並 びに前期高齢者納 厚生労働大臣の定める率)の連合会の会員 出産育児交付 付金等、 後期

を超えてはならない。

	_
(準備金の積立て) 第二十八条 協会は、毎事業年度末において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護金、後期高齢者支護の規定による前期高齢者交付金(以下「前時の一下、近天の一事業年度当たりの平均額の十二分の一にある。)の納付に要した費用の額(高齢者の医う。)がある場合には、これを控除した額、方式の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	改正
備金として積み立てなけ 「介護納付金」という。) 「介護納付金」という。) 「介護納付金」という。) 「介護納付金」という。) に対する医療に関する法 に対する医療の確保に関する法 に対する医療の確保に関する法 に対する医療に関する法 に対する医療に関する法 に対する医療に関する法 に対するという。) に対するとして積み立てなけ	案
(準備金の積立て) (準備金の積立て) (事務者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金育児関係事務費拠出金(以下「後期高齢者支援金でによる後期高齢者支援金、後期高齢者支援金でに介護保険法の規定による納付金(以下「前期高律の規定による前期高齢者交付金(以下「前期高律の規定による前期高齢者交付金(以下「前期高齢者では、当該事業年度の剰余金の額を準備金としまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金としればならない。	現
準備金として積み立てなけ 準備金として積み立てなけ 準備金として積み立てなけ 変にはる前期高齢者納付金」という。)並びに同法の規定 になる前期高齢者が出金及び出産 がの一に相当する額に達する でに相当する額に達する でに相当する額に達する でに相当する額に達する でに相当する額に達する	行

第六条 法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した(法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額)

第六条 法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した(法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額)

附

則

附

則

の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額として積付金の額及び法第百十三条の規定による国庫補助の額を除く。)交付金がある場合には、これを控除した額)を含み、出産育児交支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用の額(前期高齢者納付金等及び後期高齢者額は、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた

み立てられた準備金の額とする。

玉 民 健 康 保 険 法 施 行令 (昭 和三十三年政令第三百六十二号) (抄) (第五 全異

係

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

行

特別積立

改

正

案

積み立て、 九条 て、 一て、翌年度末日まで据え置かなければならない。第一号及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金とし 組合は、 毎年度 (事業開始の初年度を除く。) 末日に お

総額 る補助金 した額) 高齢者支援金等」という。) 関 高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、 齢者納付金等 確保法の規定による後期高齢者支援金(次項におい 次項において「前期高齢者納付金」という。)及び高齢者医 保拠出金等 二十三号) 「前期高齢者交付金」という。)がある場合には、これを控除 並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 当該年度内に納付 染症 係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金 (高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金 (平成十年法律第百十四号) の患者に対する医 から当該年度における法第七十三条第一項の規定によ 金」という。 (高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金 (の規定による納付金(以下「介護納付金」とい (以下「流行初期医療確保拠出金等」という) (以下「前期高齢者納付金等」という。) 並びにに納付した高齢者医療確保法の規定による前期高 |療に関する法律の規定による流行 介護納付金並びに感染 介護保険法 の規定による流行初期 (平成九年法律第百 症の 。 以 下 後期高齢者 て「後期高 子 医 「後期 (以下 及び 療確 · う。 \mathcal{O}

医療確保拠出金

(次項において

「流行初期医療確保拠出金」と

現

別積立

金

第十九条 積み立て、 て、 第一号及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立 組合は、 翌年度末日まで据え置かなければならない。 毎年度 (事業開始の初年度を除く。 末日にお

納付金 う。 規定による補助金 第百二十三号) 高齢者支援金等」という。 関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金 する費用に係るものに限る。 齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金 れを控除した額) 金(以下「前期高齢者交付金」という。 高 「後期高齢者支援金」という。 当該年度内に納付した高齢者医療確保法の規定による前期 .齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、 者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の総額 (次項において「前期高齢者納付金」という。)及び高 (高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付 の規定による納付金 から当該年度における法第七十三条第 (高齢者医療確保法の規定による前期高齢者)並びに介護保険法(平成九年法律 の額を控除した額の十二分の)並びに介護納付金の納付に (以下「介護納付金)がある場合には、 (次項におい (以 下 後期高齢者)並びに 「後期 一項の とい て

いう。 した額の十二分の一に相当する額 の納付に要する費用に係るものに限る。) の 額を控除

2 で据え置かなければならない。 に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、 組合は、事業開始の初年度の末日において、 第 一号及び 翌年度末日ま 第二号

2

組合は、

で据え置かなければならない。

に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、

事業開始の初年度の末日におい

て、

第

二号

翌年度末日ま 号及び第一

規定による補助金(前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、控除した額)から当該会計年度における法第七十三条第一項の に係るものに限る。)の額を控除した額を当該会計年度に属す 介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用 保拠出金等の総額 等及び後期高齢者支援金等、 る月の数で除して得た額 ・・バ ※明 50分析え爰を奉、介護納付金並びに流行初期医療確事業開始の初年度の会計年度内に納付した前期高齢者納付金(略) (前期高齢者交付金がある場合には、これを

者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要す

る費用に係るものに限る。)の額を控除した額を当該会計年度

に属する月の数で除して得た額

度における法第七十三条第一項の規定による補助金

者交付金がある場合には、これを控除した額)

から当該会計年

(前期高齢

(前期高齢

等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額

事業開始の初年度の会計年度内に納

付

した前期高齢者納付

3

(準備 金

3

2

4 期医療確保拠出金等の納付に要する費用に不足を生じたとき以外 者納付金等及び後期高齢者支援金等、 前項の限度内の給付費等支払準備金は、 使用することができない。 介護納付金並びに流行初、保険給付並びに前期高

5

(略)

3

略

(準備金)

2 • (略)

第二十条

4 要する費用に不足を生じたとき以外は、 齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に 前項の限度内の給付費等支払準備金は、 使用することができな 保険給付並びに前期高

略

5

、傍線部分は改正部分

行

事務費負担金の額)

改

正

案

四号) いう。 する事務の執行に要する費用にあつては、 及び出産育児関係事務費拠出金(以下「後期高齢者支援金等」と で定めるところにより算定した額とする。 に要する費用の被保険者一人当たりの額 療確保拠出金」という。 る納付金 法の規定による後期高齢者支援金、 高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者納付金等 (以下「前期高齢者納付金等」という。) 並びに高齢者医療確保 以下同じ。)一人当たりの額)を基準とし、 感染症の患者に対する医療に関する法律 医療の確保に関する法律 しくは介護保険第二号被保険者の数等を勘案して厚生労働 対して負担する額は、 (同法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者をいう)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号) の規定による流行初期医療確保拠出金(以下 国民健康保険法 毎年度国が国民健康保険組合 (以下「介護納付金」という。 (以 下)の納付に関する事務を含む。)の執行 組合の通例国民健康保険の事務 (昭和五十七年法律第八十号。 後期高齢者関係事務費拠出金 という。 (以下「組合」という。) (介護納付金の納付に関 介護保険第二号被保険 ただし、 並びに感染症の (平成十年法律第百十亚びに感染症の予防及)第六十九条の 地区又は被保険者 当該年度にお 「流行初期医 の 規定によ (高齢者 以下「 省令 規定 第

現

費負担

金

により、 だし、 いう。 及び出産育児関係事務費拠出金(以下「後期高齢者支援金等」と 案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。 ある被保険者をいう。 護保険第二号被保険者 護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用にあつては、 務を含む。 による納付金(以下「介護納付金」という。 法の規定による後期高齢者支援金、 高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者納付金等 に対して負担する額は 以下 地区又は被保険者若しくは介護保険第二号被保険者の数等を勘 医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。)並びに介護保険法 国民健康保険法 当該年度において現に要した費用の額を超えることができ 「前期高齢者納付金等」という。 毎年度国が国民健康保険組合)の執行に要する費用の被保険者一人当たりの額 以下同じ。)一人当たりの額) (以 下 (同法第九条第二号に規定する被保険者で 組合の通例国民健康保険の事務(高齢者 (平成九年法律第百二十三号) 法 ーという。 後期高齢者関係事務費拠出金 (以下「組合」という。)並びに高齢者医療確保)第六十九条の の納付に関する事 を基準とし の規定 以下「 **介** 介

被保険者一人当たりの額は、それぞれ当該各号に定める額とする、次の各号に掲げる被保険者一人当たりの額又は介護保険第二号

2

て現に要した費用の額を超えることができない。

次の各号に掲げる被保険者一人当たりの額又は介護保険

それぞれ当該各号に定める額とする

2

被保険者一人当たりの額は、

及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金の納付 の執行に要する費用に係る被保険者一人当たりの額 に関する事務を含み、介護納付金の納付に関する事務を除く。 前 の組 合の通例国民健康保険の 事務 (前期高齢者納付金等 六百四

十六円

、療養給付費等負担金の

下同じ。)に係る費用について負担する額は、 する額とする。 一条 法第七十条第一項の規定により毎年度国が都道府県に対し 当該年度における次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当 当該都道府県及び当該都道府県内の市町村 (特別区を含む。 各都道府県につき 以

の額 期高齢者納付金」という。)及び高齢者医療確保法の規定によ る後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)、 した額) 介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用 「前期高齢者交付金」という。 高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金 (高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金(以下)がある場合には、これを控除 (以下「前

2 6 (略

2 号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たない都道府県に対し、 普通調整交付金は、 厚生労働省令で定めるところにより、 衡

保険者一人当たりの額 金の納付に関する事務を除く。 及び後期高齢者支援金等の納付に関する事務を含み、 前 項 0 組合 0) 通 例国 民 六百四十六円 健康保険の事務)の執行に要する費用に係る被 (前期高齢者納付金等 介護納付

略

療養給付費等負担金の額

第二条 下 する額とする。 当該年度における次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当 一同じ。)に係る費用について負担する額は、 当該都道府県及び当該都道府県内の市町村 法第七十条第一項の規定により毎年度国が都道府県に対し (特別区を含む。 各都道府県につき

以

 ئ る後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)並 期高齢者納付金」という。)及び高齢者医療確保法の規定によ 規定による前期高齢者交付金 びに介護納付金の納付に要した費用の額 高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金)がある場合には、 これを控除した額 (以 下 「前期高齢者交付金 (高齢者医療確保法の (以下「

6 略

調整交付金等

第四条 (略

2 号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たない都道府県に対し、 普通調整交付金は、 厚生労働省令で定めるところにより、 衡

平にその満たない額を埋めることを目途として交付する。

次に掲げる額の合算額

納付に要する費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、 付金及び後期高齢者支援金並びに流行初期医療確保拠出金の 介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに前期高齢者納 事療養費、入院時生活療養費、 訪問看護療養費 に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に掲げる額の合賃額 れを控除した額) 特別療養費、 の合算額を考慮して算定する額 移送費、 保険外併用療養費、 高額療養費及び高額 療養費

(略)

(組合に対する補助

る額の合算額とする。 補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げ 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して

イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た

- 額を控除した額 り厚生労働大臣が定める組合 被用者保険等保険者である組合」という。)にあつては、 .掲げる額から⑵に掲げる額を控除した額)から⑶に掲げる (1)に掲げる額 (高齢者医療確保法第七条第三項の規定によ (第四項及び第五項において「
- (1)介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要した 納付費用額 (前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、

平にその満たない額を埋めることを目途として交付する。

次に掲げる額の合算額

考慮して算定する額 付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額 に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食 介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに前期高齢者納 問看護療養費、 療養費、 者交付金がある場合には、 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給 入院時生活療養費、 特別療養費、 これを控除した額 移送費、 保険外併用療養費、 高額療養費及び高額 の合算額を 療養費、 (前期高

口 (略

3 7 略

第五条 る額の合算額とする。 補助する額は、 組合に対する補助 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して 各組合につき、 当該年度における次の各号に掲げ

イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た

略

- 額を控除した額 被用者保険等保険者である組合」という。)にあつては、 ŋ に掲げる額から②に掲げる額を控除した額) 厚生労働大臣が定める組合 (1)に掲げる額 (高齢者医療確保法第七条第三項の規定によ (第四項及び第五項において「 から(3)に掲げる (1)
- に介護納付金の納付に要した費用の額 納付費用額 (前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並 (前期高齢者交付

した額)をいう。第三項において同じ。)費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除

(2) (3) (略)

ハ (略)

2~7 (略)

9~12(略)

(一般納付金基礎額)

該都道府県に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする都道府県に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当2(前項第一号の一般納付金算定基礎額は、当該年度における当該

イ・ロ (略)

ハ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

ら、] /o / 金がある場合には、これを控除した額)をいう。第三項に

おいて同じ。

(2) · (3) (略)

ハ (略)

二・三(略)

2~7 (略)

定めるところにより、各組合に対し補助する。
定めるところにより勘案した組合の財政力に応じて、厚生労働省令で定め、大院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看養費、外院時生活療養費、保険外併用療養費及び高額介護合算療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療務養費、院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看該を並びに介護納付金の納付に要する費用の額(前期高齢者交合ところにより、各組合に対し補助する。

9~12(略)

第九条 (略) (一般納付金基礎額

該都道府県に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする都道府県に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当2(前項第一号の一般納付金算定基礎額は、当該年度における当該

これを控除した額)

一 次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、

イ・ロ(略)

(新設)

三号において「流行初期医療確保拠出金等」という。 規定による流行初期医療確保拠出金等 及び 第十九条第 納

付に要する費用の額

齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高 行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の 納付に要する費用を除く。 行初期医療確保拠出金等の納付に関する事務を含む。)の執 その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国 次号カにおいて同じ。)の額

3 \ 10 (略) (略)

(基金事業対象費用額

第十九条 基金事業対象費用額は、各都道府県につき、当該年度に おける当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額とする。

兀

等の納付に要した費用の額 期高齢者支援金等、 特別高額医療費共同事業拠出金、 介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金 前期高齢者納付金等及び後

> 齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。 付に関する事務を含む。)の執行に要する費用並びに後期高 齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納 民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高 その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国

(略)

(略)

号力において同じ。)の額

次

3 \ 10 略

第十九条 おける当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額とする。 基金事業対象費用額 基金事業対象費用額は、 各都道府県につき、

一·二 (略)

期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用の額 特別高額医療費共同事業拠出金、 前期高齢者納付金等及び後

兀 略

- 33 -

当該年

一度に

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

(法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十五条第七項、第七十五条第七項、第七十五条第七項、第七十五条第七項、第七十五条第七項、第七十五条第七項、第七十五条第七項、第七十五条第七項、第七十五条第七項、第七十五条第七項ととなる額を予定保険料収納率で除して得た額であることとなる類を予定保険料収納率で除して得た額であることとが項又は第五項に規定する基準に従い第一項又は前項、第七十五条第七項及び第七十八条第七項の規定持續を予定保険料収納率で除して得た額を予定保険料収納率で除して得た額を予定保険料収納率で除して得た額を予定保険料収納率で除して得に担定を定される被保険者均等割額を減額するものとりについて、その減額がら口に掲げる合計額の見込額を控除して得別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合質を定して場が、第一項又は前項、第七十五条第十項を提供という。)及び第七十八条第一項又は前項公募を控除した額、入院時食事療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合を含む。)及び第七十八条第一項又は前項公募を控除して得がでより、第十八条第一項の規定を持続により、第十八条第一項の規定を持続により、第十八条第十項、第七十五条第七項の規定を持続を持続に関するとは、第十八条第十項を持続に関するとは、第十八条第十項、第七十五条第七項、第十八条第一項と対域を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を持続を	改正
工項の規定により後期 るものとした場合にあるものとした場合におりとする。)の合計額の合計額の合計額の合計額の合計額の合計額の合計額の規定により後期をおりとする。 次 訪問看護療養費、入院時生 、 訪問看護療養費、 で	案
(保険料の算定に係る基準) 第十八条 (略) 2 (略) 3 特定期間における各年度の法第百四条第二時差算定される被保険者均等割額を減額することとなる額を含む。(以下この項において「賦課総額」という。二項に規定する政令で定める基準に従い第一項、現実を予定保険料収納率で除して得た額を予定保険料収納率で除して得た額でする。 (以下この項において「賦課総額」という。 (以下この項において「賦課総額」といる。 (、との事では、のでは、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、、のの事では、のの事では、のの事では、、のの事では、のの事では、のの事では、、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、のの事では、ののの事では、ののの事では、ののの事では、のの事では、ののの事では、ののの事では、ののの事では、のののののののののの	現
法第百四条第二項の規定により後期 法第百四条第二項の規定により後期 を被額」という。)についての同条第 なる額を含む。)の合計額の合計額 なる額を含む。)の合計額の合計額 なる額を含む。)の合計額の合計額 が額」という。)についての同条第 をでであること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額であること。 して得た額の合計額の合計額の合計額の合計額の合計額の合計額の合計額の合計額の合計額の合計	行

金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基 規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業金等の納付に要する費用の額、法第百十六条第二項第一号に 用 に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費 染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 成十年法律第百十四号) の合計額 (後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。) の の規定による流行初期医療確保拠出 伞

4 • 5 (略) (略) (略)

> 者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額 \mathcal{O} 事業借入金の償還に要する費用の額、 金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第 要する費用の額、 百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金の納付に 額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢 法第百十六条第二項第一号に規定する基金 保健事業に要する費用

規定による委託に要する費用を含む。)の額、

財政安定化基

4 5 口 略 (略)

 \smile \bigcirc 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成十九年政令第三百二十五号)

(傍線部分は改正部分)

(抄) (第八条関係

	2 ~ 4 (略)	, or we have	2~4 (略) (略)
(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療法域連合(以下「特定費用額」という。)から法第六十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四十八等に要した費用の額」という。)から法第六十二条第一項の規定により、毎年度国が法第四十八等に要した費用の額」という。)から法第六十二条における被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額」という。)から法第六十二条第一項の規定により、毎年度国が法第四十八等に要した費用の額」という。)から法第六十二条において「特定費用額の割合を乗じて得た額(以下「負担対象額」という。)がら法第六十二条において「負担対象額」という。)がら法第六十二条第一項の規定による流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要した費用の額とによる流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要した費用の額とによる流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要した費用の額という。)がら法第六十三条第一項の規定による流行初期医療確保拠出金のの計額を控除した額(以下「負担対象額」という。)がら法第六十三条第一項の規定による流行初期医療確保拠出金の活動を控除した額(以下「負担対象額」という。)から法第六十一条にある特定費用額の割合を乗じて得た額(という。)がら法第六十一条において「特定費用額」という。)がら法第六十一条に対した額(以下「負担対象額」という。)から法第六十一条に対した額(以下「負担対象額」という。)がら法第六十一条に対した額(以下「負担対象額」という。)がら法第六十一条に対した額(以下「負担対象額」という。)の十二分の三に対力が関と療確保拠出金の額(第十一条に対した額(以下「負担対象額」という。)がは対象額(国の後期高齢者医療が治療と対する質に対する負担金等の額)を控除した額(以下「負担対象額」という。)がは対象額(国の後期高齢者医療が治療を関する)がは対象額(以下「負担対象額」という。)の十二分の三に対力が関と療を検討を表する。		て「負担対象総額」と拠出金額」という。)	目当する領と及び第九条において「負担
の場合による流行初期医療確保拠出金の領に関する損産等の額) 「国の後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療者の給付等に要した費用の額」という。)から法第六十年条に以下この条及び第十一条において「特定費用額(以下」の規定により、毎年度国が法第四十二条第一項の規定により、毎年度国が法第四十二条第一項の規定により、毎年度国が法第四十二条において「特定費用額を控除した額(以下「負担対象額」という。)から法第六十年条において「特定費用額」という。)がら法第六十年を持ての規定による流行初期医療確保拠出金の合計額(以下「負担対象額」という。)から法第六十年の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した額(以下「負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担対象額」という。)の十二分の三に有、以下、負担、対対の対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を関い、対域を対域を関い、対域を		拠出金の額」という。)を	いて「特定流行初期医療確
行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要した 「大型ないの表とび第十一条において「特定費用額」という。)がら当該給付で係る一部負担金等の額) (国の後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療がら当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額(以下」の表及び第十一条において「特定費用額の規定により、毎年度国が法第四十の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額」という。)がら法第六十名を控除した額(以下「負担対象額」という。)がら法第六十名の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額、以下「負担対象額」という。)がら法第六十の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額、以下「負担対象額」という。)がら法第六十つの表を控除した額(以下「負担対象額」という。)がら法第六十つの表を控除した額(以下「負担対象額」という。)がら法第六十つの表を控除した額(以下「負担対象額」という。)がの法第十一条において「特定費用額に関する額を整定を関係である。 「病養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、保険外併用療養費、大院時生活療養費、保険外併用療養で、大院時食事療養費、大院時生活療養費、保険外併用をできた。 「病養の給付等に要した費用の額」という。)がの法第六十つの表に対する負担金等の額という。 「病養の給付等に要した費用の額」という。)がの法第六十つの表に対する負担金等の額という。 「病養の給付等に要した費用の額」という。)がの法第六十つの表に対する負担金等の額という。 「病療を費」という。)に対して負担する額は、各後期高齢者を第一項の規定により、毎年度国が法第四齢者を第一項の規定により、毎年度国が法第四齢者を第一項の規定により、毎年度国が法第四齢者を第一項の規定により、毎年度国が法第四齢者を第一項の規定により、毎年度国が法第四額の合計額(国の後期高齢者を療のを持て、対する質は、第十一条において「特定費用額」という。)の十二分の三に対する額は、各後期高齢者を変い合うに対する質は、という。)の十二分の三に対する質は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		合を乗じて得た額(第十一条	用の額に占める特定費用額
百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の 百十四号)の規定により、毎年度国が法第四十八 第四条 法第九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四 一項第三号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額(第十一条において「特定費用額」という。)から法第六十 「療養の給付等に要した費用の額」という。)から法第六十 「療養の給付等に要した費用の額」という。)から法第六十 「療養の給付費に対する負担金等の額) は国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額) を対した額(以下「負担対象額」という。)の十二分の三に でいる額とする。 第一項第三号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額の合計額。 第一項第三号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額の合計額。 第一項第三号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に 要した費用の額(第十一条において「特定費用額」という。 第一項第三号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に 要した費用の額(第十一条において「特定費用額」という。 第一項第三号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に 要した費用の額(第十一条において「特定費用額」という。 第一項第三号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に 要した費用の額(第十一条において「特定費用額」という。)から法第六十 「療養の給付費に対する機工の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表		金の額に療養の給付等に要し	行初期医療確保
正の患者に対する負担金等の額) 「国の後期高齢者医療に対する負担金等の額) 「関連合」という。)から法第六十七条で、大院時生活療養費、保険外併用療養費、外院等生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、入院時生活療養費、保険外併用療養性、大院時生活療養費、保険外併用療養性、大院時生活療養費、保険外併用療養性、大院時食事療養費、大院時生活療養費、保険外併用の変に対する負担金等の額という。)から法第六十年に対する負担金等の額という。)がら法第六十年に対する負担金等の額という。)がら法第六十年に対する負担金等の額という。)がら法第六十年に対する負担金等の額という。)がら法第六十年に対する負担金等の額という。)がら法第六十年に対する負担金等の額という。)がら法第六十年に対する負担金等の額という。)がら法第六十年に対する負担金等の額という。)がら法第六十年に対する負担金等の額という。)がら法第六十年に対する負担金等の額という。	,	よる流行初期医療確保拠出金	律第百十四号)の規
額(以下「負担対象額」という。)並び	額とする。	に対する医療に関する法律(の予防及び感染症の
の条及び第十一条において「特定費用額 要した費用の額(第十一条において「特定費用額」という。 同条及び第十一条において「特定費用額 要した費用の額(第十一条において「特定費用額」という。)の条及び第十一条において「特定費用額(以下 及び高額介護者、特別療養費、保険外併用療養 した額、入院時食事療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、特別療養費、保険外併用療養 した額、入院時食事療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、特別療養費、保険外併用療養 した額、入院時食事療養費、特別療養費、移送費、高額療産力における被保険者に係る療養の給付に係る一部負担金に相当する額を上で負担する額は、各後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療に対する負担金等の額)という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療に対する負担金等の額)という。)の条及び第十一条において「特定費用額」という。)がら法第六十分において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。の条及び第十一条において「特定費用額」という。)の条及が第一条では、は、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、の条をでは、	した額(以下「負担対象額」という。)の十二分の三に相	「負担対象額」という。)並	した額
用される被保険者に係る療養の給付等に 第一項第三号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額」という。)から法第六十七条 で表給に要した費用の額の合計額(以下 「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)がら法第六十七条 「療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、大院時生活療養費、保険外併用療養 した額、入院時食事療養費、特別療養費、移送費、高額療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除 した額、入院時食事療養費、特別療養費、保険外併用療養 した額、入院時食事療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、特別療養費、保険外併用療養 した額、入院時食事療養費、特別療養費、保険外併用療養 した額、入院時食事療養費、特別療養費、保険外併用療養 した額、入院時食事療養費、特別療養費、移送費、高額療質の規定により、毎年度国が法第四付費に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	した費用の額(第十一条において「特定費用額」という。)	条において「特定費用	額(以下この
費用の額」という。)から法第六十七条 「療養の給付等に要した費用の額」という。)から法第六十代 (国の後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合)という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合)という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療が併用療養した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養でおける被保険者に係る療養の給付を関連されて負担を等の額)(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一項第三号の規定が適用される被保険者に係る療養	の給	第一項第三号の規定が適用され
の支給に要した費用の額の合計額(以下 及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額(養費、特別療養費、保険外併用療養した額、入院時生活療養費、保険外併用療養した額、入院時生活療養費、保険外併用療養の規定により、毎年度国が法第四十八第四条、法第九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四付費に対する負担金等の額)(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)	の給付等に要した費用の額」という。	十七	「療養の給付等に要した費用の
「訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費」とで、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要る後期高齢者医療がは、各後期高齢者医療がして負担する額は、各後期高齢者医療がいう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療がいう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療がいう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療がいう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療がいう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療がいう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療がいう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療がいる。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療がいる。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療がいる。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療の給付の関連に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)	び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額(以	に要した費用の額の合計額(及び高額介護合算療養費の支給
院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養 した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除いう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合」という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合」という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合」という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療治付費に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額) 第四条 法第九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四高齢者医療給付費に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)	療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、	特別療養費、移送費、高額療	問
額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除 は連合につき、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要 は連合につき、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要 は連合」という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広 域連合」という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広 後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療允十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四十八 第四条 法第九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四高齢者医療給付費に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)	額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用	、保険外併用療	した額、入院時食事療養費、入
き、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要し、当該年度における被保険者に係る療養の給付いう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合」という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療出土三条第一項の規定により、毎年度国が法第四十八(第四条)法第九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四高齢者医療給付費に対する負担金等の額)	した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除	担金に相当する額を控	ら当該給
いう。)に対して負担する額は、各後期高齢者医療広域連合」という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医る後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四十八 第四条 法第九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四高齢者医療給付費に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)	連合につき、当該年度における被保険者に係る療養の給付に	険者に係る療養の給付に	域連合につき、当該年度におけ
る後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広と、条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四高齢者医療給付費に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額) 「	連合」という。)に対して負担する額は、各後期高齢者医	担する額は、各後期高齢者医療)に対して負
九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四十八 第四条 法第九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四十高齢者医療給付費に対する負担金等の額) (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)	規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医	連合(以下「後期高齢者医療	齢者医
命皆医療合寸費こ寸する負担を等の項) (国の参明高命皆医療合寸費こ寸する負担を等の項) (国の参明高命皆医療合寸費こ寸する負担を等の項) (国の参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	条 法第九十三条第一項の規定により、毎年度国が法第四十目の役事高齢者段別系作事に対ってはおきの名	により、毎年度国が法第でを負担を	法第九十三条第一項の
- I	の爰明高給旨医療合け貴こ対する負担定等	対計る負担を等り	給告医療給付費
臣 秦 見	現	正 案	改

(都道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の 法第九十六条第一項の規定により、 毎年度都道府県が後期

第 当する額とする。 域連合につき、当該年度における負担対象総額の十二分の一に相 高齢者医療広域連合に対して負担する額は、各後期高齢者医療広

2

第 (市町村の後期高齢者医療給付費に対する負担金の

がその保険料を徴収する被保険者に係る負担対象総額の十二分の療広域連合に対して負担する額は、当該年度における当該市町村元条。 法第九十八条の規定により、毎年度市町村が後期高齢者医

後期高齢者交付金の額

に相当する額とする。

ける後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて た額に当該年度における負担対象拠出金額に一から当該年度にお る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得 後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における負担対象額に こて得た率を乗じて得た額に特定費用額に一から当該年度におけ から当該年度における後期高齢者負担率及び百分の五十を控除 者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金の額は、各 法第百条第一項の規定により、 毎年度支払基金が *後期高

(財政安定化基金による交付事業)

乗じて得た額を加えて得た額とする。

得た額並びに当該年度における特定流行初期医療確保拠出金の

額

に一から当該年度における後期高齢者負担率を控除して得た率を

道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の

第七条 する額とする。 域連合につき、 高齢者医療広域連合に対して負担する額は、 法第九十六条第一項の規定により、 当該年度における負担対象額の十二分の一に相当 毎年度都道府県が後期 各後期高齢者医療広

2 (略

市 町村の後期高齢者医療給付費に対する負担金の

第

九条 がその保険料を徴収する被保険者に係る負担対象額の十二分の 療広域連合に対して負担する額は、 に相当する額とする。 法第九十八条の規定により、 当該年度における当該市町 毎年度市町村が後期高齢者 村

後期高齢者交付金の額

第十一条 後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における負担対象額に 齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金の額は、 た額とする。 る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得 一から当該年度における後期高齢者負担率及び百分の五十を控除 て得た率を乗じて得た額に特定費用額に一から当該年度におけ 法第百条第一項の規定により、 毎年度支払基金が後期 各

(財政安定化基金による交付事

2 6

して得た率とする。 医療広域連合につき、 第三項及び第五項の基金事業対象比率は、 第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で光五項の基金事業対象比率は、各後期高齢

充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した びに基金事業借入金(法第百十六条第二項第一号に規定する基 初期医療確保拠出金等」という。)の納付に要する費用の 初期医療確保拠出金等 条の二第一項の規定による出産育児支援金並びに感染症 第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額 金事業借入金をいう。以下同じ。)の償還に要する費用の 及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行 の給付等に要する費用の額」という。)、財政安定化基金拠出 当該特定期間における保険料収納必要額のうち法第九十三条 法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四 (第十七条及び第十八条におい (以下「療 て「流行 0 予防

8 . 9

略

基金事業対象収入額の算定方法

項及び第二項、 額の合計額、 当該特定期間における実績保険料収納額、法第九十三条第 法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の 法第百十七条第一項の規定による交付金の額の合計額 法第百条第一項の規定による後期高齢者交付金の額の 基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につ 第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金 法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計 額の合 合計

第十三条

2 6

7 者医療広域連合につき、 除して得た率とする。 第二項、第三項及び第五項の基金事業対象比率は、 第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で 各後期高齢

定した額 する基金事業借入金をいう。 条の二第一項の規定による出産育児支援金の納付に要する費用 の給付等に要する費用の額」という。)、 第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額 当該特定期間における保険料収納必要額のうち法第九十三条 額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算 額並びに基金事業借入金 法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第百 (法第百十六条第二項第一号に規定 以下同じ。)の償還に要する費用 財政安定化基金拠出 (以下 「療養 十四四

8 9 (略

基金事業対象収入額の算定 方

第十七条 額 額 項及び第二項、 \mathcal{O} 額の合計額 当該特定期間における実績保険料収納額 法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合 法第百十七条第一項の規定による交付金の額の合計額 法第百条第一項の規定による後期高齢者交付金の額の 基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合に 第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金 法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計 法第九十三条第

費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てる ものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計 の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による 要した費用の額 高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち 産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した 一条及び第百三条の規定による補助 財政安定化基金拠出金、 金の 額の 法第百十七条第二項 合計額その 療養の給付 他 \mathcal{O} 等

、基金事業対象費用額の算定方法

基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額の合計額とする 行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額の合計額並びに 法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金並びに流 安定化基金拠出金、 当該特定期間における療養の給付等に要した費用の額 基金事業対象費用額は、各後期高齢者医療広域 法第百十七条第二項の規定による拠出金及び 連合につ 財政

確定後期高齢者支援金調整率)

一十五条の三

2 とする する保険納付対象総額の総額を厚生労働省令で定めるところによ で除して得た額に、 ||該各年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額 第定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の 前項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の おける全ての後期高齢者医療広域連合の法第百条第一項に規定 厚生労働省令で定めるところにより算定した 額は、 各年 総数

> ところにより算定した額の合計額とする。 償還に要した費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定める に 期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等 百二条及び第百三条の規定による補 規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による .産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の 要した費用の額 財政安定化基金拠出金、 助金の額の合計額その 法第百十七条第二項 他 \mathcal{O} 後

基金事業対象費用 額の算定方法

第十八条 用の額の合計額の合計額とする。 要した費用の額の合計額並びに基金事業借入金の償還に要した費 法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金の納付に 安定化基金拠出金 当該特定期間における療養の給付等に要した費用の額 基金事業対象費用額は、 法第百十七条第二項の規定による拠出金及び 各後期高齢者医療広域連合に 財政

確定後期高齢者支援金調整率

第二十五条の三 (略)

庚

2

する保険納付対象額の総領を厚とす動命でで、これは現実における全ての後期高齢者医療広域連合の法第百条第一項に規定における全ての後期高齢者医療広域連合の法第百条第一項に規定 す 除して得た額に、 算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で 該各年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額と Ź 厚生労働省令で定めるところにより算定した当